

開会 午後 1時03分

○議会事務局（瀬々君） 午前中に引き続きまして、会議、再開いたします。

互礼をもって始めさせていただきますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

[起立・礼]

○議会事務局（瀬々君） では、ここからの進行は委員長のほうにお願いします。

○委員長（西下敦基君） これより総務建設委員会を行います。

ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから総務建設委員会を開会いたします。

総務建設委員会に付託された陳情5—1、住居の確保が困難な方の救済のお願いの陳情書、陳情5—2、コロナ禍、物価高騰による企業救済をお願いする陳情書、陳情5—4、格差の固定化から抜け出すための所得向上をお願いする陳情書、陳情5—5、コロナ禍の経済損失の調査と情報公開のお願いの陳情書、陳情5—6、P a y P a yの契約条件緩和をお願いする陳情書の5件を議題とします。

協議に入る前に、事務局に陳情の概要について説明させます。

○議会事務局（瀬々君） まず最初に、私のほうから、提出していただきました陳情書について簡単に概要を述べさせていただきます。

これから申し上げる5件の陳情については、全て受付日は令和5年の4月18日で、陳情者は山本紘之様となっております。

まず、受付番号5—1からです。

件名、住居の確保が困難な方の救済のお願いの陳情書。

陳情事項として、住居の存続が困難または失った方への対応ということで、具体的な内容としては、市営住宅の条件の項目の一部の削除、注意文の項目の一部削除、所得制限の拡張と所得増加による退去の撤廃、保証人の撤廃、多くの人が活用できるように制限の緩和と事業の拡充、市独自の窓口が広い住宅確保給付金の創設。

以上が、5—1の概要説明でございます。

次に、受付番号5—2。

件名、コロナ禍、物価高騰による企業救済をお願いする陳情書。

陳情事項としまして、コロナまたは物価上昇の損害を受け、企業経営が危ぶまれている事業主に対しての減免税・補償・給付型の対応。

具体的な内容として、売上げがコロナ前年比80%以下になる損害または赤字を被っている全ての企業・事業主に対して粗利の補償、上記の企業・事業主に対する消費税・法人税・社会保険料の免税の上告、物価高騰分の商品券配付。

以上が、陳情5-2の概要の説明でございます。

次に、受付番号5-4。

件名、格差から抜け出すための所得向上をお願いする陳情書。

陳情事項としまして、若者が格差の固定化から抜け出すための所得向上が見込める経済対策の実施。

具体的な内容としましては、支払えない授業料・貸付型の奨学金を行政が負担すること、学生生活の継続のために仕送りをしている世帯の学生に対して月々で一律10万円を給付すること、独身者に対しての家賃補助をすること。

以上が、陳情5-4の概要説明でございます。

次に、受付番号5-5。

件名、コロナ禍の経済損失の調査と情報公開のお願いの陳情書。

陳情事項としましては、コロナ禍の経済損失の調査と広報による情報公開の実施。

具体的な内容としては、コロナ禍での経済的被害の現状を市民へ広く周知することでございます。

最後に、陳情5-6。

件名、P a y P a y の契約条件緩和をお願いする陳情書。

陳情事項としまして、P a y P a y などのプラットフォームビジネスに関して、法的に取扱店舗の権利を守ること。

具体的な内容としては、契約内容に関係なく、P a y P a y などのプラットフォームビジネスの支払い手数料について、取扱店舗が消費者負担を選択できるような権利を条例で保障すること。

以上が、陳情5-6の概要説明です。

事務局からの説明は、以上とさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

審査に入る前に、陳情の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、陳情者

より趣旨説明をお受けいたします。

それでは、提出者の山本紘之様より、総務建設委員会に付託された5件の陳情について趣旨説明をお願いいたします。

今、事務局が行きますので、マイクを。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。説明ということなんですけども、皆さん、この陳情書については一回読まれたという形でよろしいですか。それとも全く読まれていないという。

○委員長（西下敦基君） 資料は提供されていますので、目を通してという事で……。

○陳情提出者（山本紘之君） 通しているという前提で話をしてよろしいですかね。

○委員長（西下敦基君） はい、話していただければ。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。

資料1の住居の確保が困難の方の救済のお願いなんですけども、最初の陳情書の条文というものは長々で、ここで説明をしたほうがよろしい、もう一回聞いたほうがよろしいですかね。

○委員長（西下敦基君） それか、質疑をさせていただきますので、分からないことはこちらでまた質疑をさせていただくようなことですので、大体のことで説明していただいて、ただ、これ文面に出ていますので、これとはまた違う話をされちゃうと審議ができなくなってしまうので、あくまでこの文面に対してこちらは審議をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○陳情提出者（山本紘之君） はい、分かりました。

まず、この陳情書を出した経緯というものを、序文もありますけど、それに沿ってお話をさせていただきたいなと思います。

今回、コロナ禍で、自分は飲食店を経営してまして、それによつての損害というものはたくさん多く出ましたし、同じ飲食業を伴っている、また、サービス観光業を生業としての方はすごい損害がありまして、それに対して国だったりとか地方自治体が守ってほしいというような陳情書です。

幾ら経営の手腕を強いても、コロナ禍というものは乗り越えるのは難しいです。なので、最後の社会保障というかね、国民を守ってくれる最後のフィルターとして、市や行政、政府へのお願いの陳情書になります。

今回、住居の存続が困難または失った方に対応ということもあるんですけども、住居を失

ったときに市営住宅があるじゃないかということがセーフティーネットであると思うんですけど、その使用条件があまりにも厳しすぎるし、今の現状に全く合っていないということを皆さんにお知らせしたいなと思います。

職業を失ったときに大概、失った方というのは、鬱病だったりとか、続けられない理由というのがあって職業を失ったりとか、低所得の仕事に就く理由になっているわけですし、鬱病の人にとかですね、自治体活動への参加というのはとてもハードルが高く難しいものではないかと思います。

もう一つが、住居、300万円までの所得拡張とあるんですけども、物価高騰により年収300万——年収300万といっても、自己負担、税の負担率が47%の現状を踏まえると、300万円の年収でもほぼほぼ半分ぐらいの手取りで生活しなければなりません。約140万、150万円で家賃を払って自分たちの生活をするっていうのはかなり酷で、国が言う健康で文化的な生活が送れるかという疑問です。

ですので、一番、家計で負担の大きい住居というものに対して、安価で誰しもが獲得できる権利を保障してほしいということが、この所得制限の300万円までの拡張ということをお願いしたいです。300万円でも結構しんどい生活ですけども、ないよりはましかなというところではあります。

入居時及び修繕費の負担なんですけども、こちらは普通にアパートを借りて生活して、退居時にまた新たに修繕費というのは払ったりしません。敷金・礼金で大体賄って、最初に入居するときにありますので、普通の一般でも負担しないものを、わざわざ所得の低い人に負担をさせるというのはいかがなものかなと思います。

また、退居をするということは、それなりに生活の軌道が見込めたという、ちょうどこれから生活が安定するというときに、また新たな大きな支出を、出るといことはかなり足かせになります。なので、今後の社会復帰を含めたことも考えて、足かせをなるべく少なくしてもらいたいということですね。

あと保証人なんですけども、保証人撤廃なんですけども、今の社会の中で大分孤立化が進んでいます。同じ家族でも仲が悪かったりとか、複雑な家庭事情で保証人を頼めないという方も多くいらっしゃいます。そのところで保証人を立てるといのはなかなか難しいです。なので、どんな人でも利用できるように保証人制度というのを撤廃してほしいです。

以上のことから、多くの方が活用できるように、今ある市営住宅の使用条件というのを規制緩和していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

すみません。全てを説明してもらおうか、一つ説明してもらって、質問をしてのほうがいいか、どちらがよろしいですか。一つずつの陳情があるので、今——16番。

○16番（横山隆一君） 16番。そもそも請願者をずっと拘束することになるので、本人さんがその審査状況を見たいというんではあれですが、1件ずつでもそうその時間を取るの、どうですかね……。

○委員長（西下敦基君） まとめて説明していただいて……。

○16番（横山隆一君） 全部説明をしていただいて……。

○委員長（西下敦基君） 全体でどこがとか質問をさせていただいて……。

○16番（横山隆一君） その段階でもしあれならね、思うところだけ、この請願文の中で主立ったところだけ、分からないところだけ質問を受けるぐらいで、どんどん全部まとめてやったらどうですか。

○委員長（西下敦基君） そうですね、一応皆さん読んできていますので、ある程度大まかな説明でもいいかなと思いますので、また全部説明していただいてから質疑をさせていただくということをお願いいたします。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。

次ですね、表題とかというものは省かせてもらいますね。大まかに読んでいるということなので、物価上昇、今すごく、売上げは戻ってきたといっても、それ以上に物価上昇だったりとかということがすごく経営を圧迫しています。

今までは、物価上昇に対応できない経営者が無能かという、そういうわけではないと思いますね。それに、今まで頑張ってきてやっている人たちを見捨てるようなことはしないでほしいということが一番念頭にある願いです。

コロナ禍の売上げが80%というのは一つの意味がありまして、売上げが80%以下になると企業の存続を考えなきゃいけない、お店を閉めるかどうかになるんですけども、このコロナ禍で半減だったりとか売上げが30%になったりとか、異次元レベルでの売上減少というものを経験しています。それに伴って借入れをしていまして、この6月から借入分の返済が始まります。

なので、売上げが戻ったからといって、今100%戻っているわけでもありませんし、大体戻ってきたとしても、僕の肌感覚的に言って70%から80%ぐらいの売上戻りだと思います。そ

の中で、物価高騰によってとか、あとは借金返済によって経営が圧迫されています。

このコロナ禍をようやく乗り切って、これからだというときに、また増税の政府の話がありますので、このコロナ禍を乗り切った優秀な経営者さんたちをここで見殺しにしていいかということをごちゃごちゃと考えるもいただけないなと思っております。

法人税の減税とかというと、物すごく市とかでは考えられないものですから、そういったことを含め、国会のほうに上告をお願いしたいなと思います。これは、地方自治法の多分99条でできるかなと思いますので、それに沿って法的手続きを取ってもらえればいいかなと思います。

あと、物価高騰分の商品券配付というのは、これは市でできるようなプレミアム商品券とかでできるものではないかなと思いますので、家計ももちろん逼迫していますし、所得の平均値、中央値が350万円で、半分以下の人たちは350万円以下で暮らしています。

350万円で生活するというのは、実感がどれくらい皆さんにあるかちょっと分からないんですけども、かなり今の状態だと厳しいで、家賃も大変で、子どもたちを塾に通わせたりとか、よりいい教育を受けさせるためとか、自分たちの余暇を楽しむような余裕がある生活ができるとは思えない状況ですので、健康で文化的な生活をする水準というのは大分低く見積られているので、それを見つめ直してもらって、その状況を助けるために、少しでも市民の生活を助けてもらいたいということで商品券の配付をお願いします。

これは、あくまで参考意見ですので、違った形でもいいので、市民に物価高騰分を補償してもらえるような政策を打ってもらえればいいかなと思います。

この陳情書に大体、以下参考意見って書いてあるのは、僕がここに書いてあるのは、僕はあくまでも意見として書いてありますので、陳情内容をですね、給付対応、ここに書いてあるコロナ禍、物価上昇の損害を受けた企業経営が危ぶまれている事業主に対しての減免税・補償・給付型の対応をお願いしますという点で同意していただいて、その姿勢としてそっち側に方向を向いていただければ、賛成していただきたいなと思っております。これが第2です。

3はないですけど、3は。

○委員長（西下敦基君） 3は、もう一つの委員会のほうで審査をするということで、それは抜かして、次、4のほうにお願いいたします。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。

次、4に行きますね。コロナ禍の所得格差の固定ですね。

今、所得格差イコール格差固定ということに、多分皆さん知っているかなと思うんですけども、塾とかそういうところに行ける人たちは、どんどんいい教育を受けて、所得のいい、給料のいい仕事に就きます。でも、そういった教育をできないような所得の人たちは、どんどん教育から見放されていき、十分な教育を受けないまま社会に放り出されます。

その場合、最近で言う闇バイトとか、あと、ブラック企業と言われるような労働力を搾取するような企業に行ってしまう、その後の人生というのがすごく大変なものになってしまいます。

今そうなっているんですけど、そういったところから脱出するためにも、教育費というものは、しっかり行政、国として補填していくべきではないかという考えから、こういった意見を出させていただきました。

実際、貸付型の奨学金というのは、社会に出てからすごく重荷です。400万、500万借金しているうちを、新入社員、この市役所でもそうなんですけど、入ってきたときに大体250万円とか300万円に満たない給料で、奨学金、なおかつ家賃、水道高熱費というものを全て賄っていかなければならないです。

そうした場合、余裕のある暮らし、健康で文化的な生活ができるかというのはすごく疑問に思います。

なおかつ雇用が流動的になっている現在において、自分で就業スキルを上げていかなければ、どんどん給料は安いままになっていきます。その給料が安い子どもたちが子どもを産んで、また十分な教育を受けれるかといったら、そういったことはありません。そういった負の連鎖がどんどん今進んでいるのが現状だと思います。

そのためにも、学生とか、今独身者、これから結婚をしようとする人たちに対してお金を補助して、結婚をしようとするようになってきたりとかですね、子どもをもう一人産めるよとか、十分な教育を受けさせて、この子が将来自分の就きたい職業に就けるような、そういった未来を手助けしてもらいたいという意味でこれを出させていただきました。

また、独身者を入れたというのは、デートをしないと基本的には結婚できないんですけど、そのデート費用も工面できない若者がたくさんいるということを知ってもらいたい。それが少子化の原因でもあるということをお知らせしたいなと思います。

次、5ですね。

すみません。もし僕の話がつまらないようでしたら、少し頑張って聞いていただけませんか。

○委員長（西下敦基君） 質問とか意見はまた最後でさせていただきますので、ゆっくりでも

いいですので、お願いします。

○陳情提出者（山本紘之君） 次に5ですね。

これは、コロナ禍の経済損失の調査なんですけども、皆さんこのコロナ禍は乗り切って終わったなと思っている方もいるかもしれないですけど、コロナ禍の傷跡というのはとても深いです。

それが、コロナの影響をあまり受けなかった人たちもいるんですけども、その人たちに対して、まだコロナ禍は終わっていないよということで周知をしてもらえれば、コロナ禍に対する予算というのを取る上で民意が得られるということもあると思うので、まず、実際に苦しんでいる、コロナで苦しんでいる人はまだこれぐらいいるよというものを調査していただきたいです。

その調査に基づいてコロナ禍の予算というものを組んでいただくためにも、まず最初に何か取り組んでいただきたいなと思います。

民間の人が声を上げるというのはなかなか難しいです。政治団体を持っていませんし、議員の方が、あまり票も持っていない人に対して聞き取りに行って、生活どうですかって聞きに行くような時間というのはなかなかないと思うんですね、皆さん。

その人たちに対してのアンケートだったりを取ってもらって、じゃあ、どれくらいぼろぼろなのか、どれくらいまだ傷跡があって大変なのかということ調査していただいて、なおかつそれを市民に共有してもらって、市民のほうも問題意識を持ってもらうことで、そういったことに対して前に進めるんじゃないかと思いますので、コロナの経済損失とか経済の調査というのをお願いします。

後、調査を、それを広報に、菊川広報でいいので、入れてほしいです。

最後ですね。P a y P a y なんですけども、これは、菊川市がコロナ禍で20%還元キャンペーンということで、P a y P a y に入ることを推奨されました。それで多分皆さん、入った事業者さんもいると思います。

そのときは、まだ決済料がかからないとか、1.7%とかあったと思いますけど、決済料は少ないですよという形で多分契約を取り交わしたりとか、戻ってくるからとかというような形で入ったんですけども、その取決めって、P a y P a y さんとの契約って、お互いが了解した上で変更できるとかというわけではないんですよ。

僕が入ったときは、決済料無料で入ったんですけども、今、決済料1.7%になっています。1.7%に上がるのを了承しましたという契約書というのは一切交わされていません。

勝手にメールが送られてきて、こういうふうになりました。じゃあ、それに対する反対の人はメールを下さいっていうすっげえ長い文で送られてきて、そのところにもアクセスしようにもなかなかアクセス、その文を読んでいて何が何だか分かんなくなった状況で、何かしょうがないとか、これに対して反論できるかということがないまま、何もしないと契約というのはどんどん改正されていきます。

今1.7%ですけど、ただ、Eメールをぼんって送っただけで契約というのはどんどんP a y P a yの言い分で改正されていくのが現状です。なので、そういったものを推進した菊川市として、少し責任も考えていただきたいというのが、このP a y P a yのやつです。

国の施策もあるから、菊川ではどうしようもないやみταιなことも言われるかもしれませんが、地方自治法の1条の第2項を読んでもらえば、菊川の自治というのは、それなりに自分たちで判断してやっていいということになっているので、そういったことを、法律を根拠にそういった権利を勝ち取っていただきたいなと思います。

あと、この約1.7%とか2%の売上負担金というものの重さを少し知っていただきたいなと思います。事業をしている方は多分分かると思うんですけど、消費税にしても粗利に対する課税ですし、法人税に対しても利益に対しての課税です。

ここで一番問題なのが、一番分母が大きい売上げに対しての2%です。これは経常利益、普通のとか10%とか、厳しいのだと5%で経営しているところに対して、なおかつ2%そこから差し引かれるというのは、とても大きな経営に対しての負担です。

P a y P a yを入れることによって、中小企業、特に商店街だったりとか地元産業とかが、サービス業に関してすごく打撃を受けているということをちょっとお知らせしたいなと思います。

これから菊川を元気にしていこうといったときに、これにとってすごい足かせになりまして、経常利益が減るということは今後に対してどうしようもできません。なおかつ経営を続けていくことさえ難しいという状況になっていきますので、それを、せめてお客様負担をできる権利をまずはお願いしたいなと思います。

なかなかね、こちらで契約してしまって、その契約を取り消すということはなかなか難しいと思いますので、まずは最初に決済料の手数料の負担をお客様にしていよいよ、価格転嫁していよいよという権利を各事業所に持たせてください。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 以上、提案者から説明を頂きましたが、今度は、質問については、

各項目ずつやっていくのか、それとも全体で聞いていくほうがいいのか、取りあえず5—1から、何か質問のある方があれば、あと全体で何かある方があればということで、質問があれば挙手にてお願いします。

まず、5—1で、住宅の確保が困難な方の救済をお願いする陳情書についてご質問のある方は挙手をしてください。

取りあえず、また後で戻って質問をしていただいても結構ですので、次に、陳情5—2。

〔「ひとついいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。今日はありがとうございます。

序文のところでひとつ、全体に引っかかってくるので質問をしたいんですが、アスタリスク、米ですか、序文の一番下ですね。「*財源に関しては、令和3年6月の陳情書申し上げた通り、災害認定することで、ある程度の財源を確保できる算段がある。」と、こう記載されているんですが、これは確保できそうなんでしょうか。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね……。

○委員長（西下敦基君） 発言を求めます。ごめんなさい。はい。

○陳情提出者（山本紘之君） 実質公債費比率というのは皆さん多分知っていると思うんですけども、結局、実質交際比率って皆さん何%か分かりますか。分からない。

〔発言する者あり〕

○陳情提出者（山本紘之君） あまりそういうふうにしてきた……。

〔発言する者あり〕

〔「知っているけども、いきなり言われたら」と呼ぶ者あり〕

○陳情提出者（山本紘之君） 10%なんですよ。18%まで……。

〔「10%切っている」と呼ぶ者あり〕

○陳情提出者（山本紘之君） 10%切っています。それは、すごく運営としては健全であると思うんですけども、18%までは自治体の権限で増やせるんですよ。それを、あと10%、8%ぐらいなので、10億円近くはそういった財源が自分たちの公債で、地方債で賄えるんじゃないかということと、あと、災害で認定することで災害債というのを発行できます。

これは、県とか国に対しても、からの交付金系の地方債になるので、返済というのはあまり必要はございません。なので、認定することで、ある程度財源が確保できるということが考えられます。

また、地方交付金に対しても、もうちょっと増やしてほしいというような上告というものを実際していただければ、それに対しての予算というの取るか分からないですけど、増やせる形になるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも実質公債費比率ぎりぎりまで。

ぎりぎりといっても、自主財源として、自分たちの権限でできるのは18%ですけども25%までは国の権限、許可とか要れば出せるわけなので、そこまで、今、緊急事態です、コロナで。

緊急事態のときに市民を救わないというのは、あまり国としての責務を、役を持っていないんじゃないかなという形になっていると思いますので、皆さんに、ぜひともそういった財政というものをもう少し確保するように頑張っていたいただきたいなと思って、そういうふうに書いてあります。

○委員長（西下敦基君） 今、説明がありましたので、再質問とかは……。

〔「繰り返しになっちゃいますよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） これについて質問をされる方とかは。11番。

○11番（横山陽仁君） 簡単に言っていただきましたですけども、菊川と小笠が合併したときに、18%から……。

○陳情提出者（山本紘之君） 18%からね、最後9%までいきましたね。

○11番（横山陽仁君） 当時はね、菊川と小笠が合わせてね、合併当時340億借金もあったわけです。そういう苦しい財政の中で少しずつ返しながら9.6まで今、公債費比率を下げてきたんですよ。だから、そういう努力をしないと、そんなに余裕のある市じゃないんですよ。

だから、それをね、いわゆる、できるからといってば撒くという、私はそういう考え方がちょっと理解できないところがあるんですよ。

○委員長（西下敦基君） 発言を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） すみません。まず、市の借金というものを考えるときに、まず、そうですね、経営とか考えましようか、経営というか、お金の在り方みたいなのか少し説明させてもらんですけど、誰かの出費は誰かの収入になります。市が支出をしたってことは、誰かの収入になるんですけども、誰の収入になるか分かりますか。11番の方。

○委員長（西下敦基君） 11番。

○11番（横山陽仁君） 例えばね、市のほうで投資をするというのは、インフラが多いんですよ。

○陳情提出者（山本紘之君） インフラは誰の収入になるかというだけで、ちょっと端的にお

願います。

○11番（横山陽仁君） 工事として道路工事を出せば、土木業者の収入になります。

○陳情提出者（山本紘之君） そういうことです。なので、市がお金を出すってことは民間にお金が回るってことなんです。市の収入のほとんどが市民税だったりとかというもので賄っているはず。市民税というのは……。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） いわゆる項目による陳情の関係をどういうふうにするかということの関係だもんでね、要するに、今、先ほど委員長のほうから言われたように、5つの項目があるわけですね。それによって、議員が分からない部分をあなたに、山本さんに確認を取る、そういったことを今実施しようとしている。

そういうことですね。あなたから議員へ質問をするだなんて、ちょっとおかしいじゃないですか。本当のことを言って。

○陳情提出者（山本紘之君） 一応11番さんの言うことに対して、ちょっと分かりやすくするために、簡単な質問なので……。

○14番（松本正幸君） いえいえ、じゃあ、ちょっと質問をします。

○陳情提出者（山本紘之君） すみません。分かりました。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） まず、5—1のほうの質問をします。

○陳情提出者（山本紘之君） さっきの質問はもういってことですね。

○14番（松本正幸君） ええ。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。5—1ですね。

○14番（松本正幸君） いわゆる公営住宅、市営住宅の関係を言っているんですね。

○陳情提出者（山本紘之君） ええ。

○14番（松本正幸君） 公営住宅そのものは個別法があるんですね。そうですね。公営住宅法というのは。

基本的には、憲法第25条というものがね、いわゆる生存権の保障というものがあって、その中でね、いわゆる国と地方公共団体と連携をしまして、いわゆる低所得者向けの住宅、こういったものを整備しましょうと、いわゆる国と地方自治体がある。その基準というものは国が定めてあるんですね。そういったことで、市の、市営住宅の条例そのものがあるわけで

すよね。

そうした中でね、いろいろ、減免とかというのものも、中身としてはやれるんですけども、実質的にそれは取り組んでいる、今現在、市のほうの住宅としてね、市営住宅の条例の中で、知っているかと思うんですけどもね、本来的にはやっておりますので、入居資格における所得制限の緩和とか、それから、単身入居制限の緩和、こういったものを行っているわけですよね。

いわゆる税の関係を減免するとかってということについてはね、特にそういうことがあった場合には市長が定めることになっています。

そういうことになっておりますのでね、こういった中で、言われている全てのものをかます、かまというか、なくすということは恐らくできないと思う。

○陳情提出者（山本紘之君） それは、こちらもあくまでお願いに来ているので……。

○14番（松本正幸君） そういうことですよね。

○陳情提出者（山本紘之君） ええ、そうそう、一つでも実現していただければなと思って……。

○14番（松本正幸君） そういうことで上げてあるんですね。

○陳情提出者（山本紘之君） そうそう、上げてありますので。言わないことには検討もされないということなので、上げさせてもらいました。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○陳情提出者（山本紘之君） 僕がこれに書いてあるのは、条例で決まっていることなので、皆さんの権限で入れないものだと思いますので、ぜひとも検討をお願いしますということです。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

○14番（松本正幸君） それでは、それでいいね。

○委員長（西下敦基君） 発言する場合は、挙手をしていただいて、許可を得てからをお願いします。なかなか慣れないと思うんですけど。

○陳情提出者（山本紘之君） すみません。

○委員長（西下敦基君） では、順番に行きます。5—1でほかに聞きたいこととか、審査について疑問を解消しておきたいという方がいたら、挙手にしてをお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） いなければ、5—2のところで、コロナ禍、物価高騰による企業救

済をお願いする陳情書について質疑があればとは思いますが。

すみません。1点、自分から質問をさせていただきます。

陳情とか請願といいますと、スタイルとして、こういった思いがありますので、こういった施策をやってください、それから、こういったことを国に上げてくださいということで、スタイルで一応取らせていただいて、それでいいかどうかということを審議させていただきたいので、ここでちょっと、以下、参考意見でなると、これをどう扱っていいかというのがすごい悩むので、これが一応、陳情事項、要項の項目として取り扱っていいかどうかについてお伺いします。

ほかにも以下参考意見……。

○陳情提出者（山本紘之君） 全部なっていますもんね。

○委員長（西下敦基君） はい。

○陳情提出者（山本紘之君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 発言を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） はい。以下参考意見というのは、この陳情内容ですね。物価上昇とか、減税とか補償とか給付をお願いしますといったときに、どういった策が考えられるかというときのあくまで参考意見です。

なので、皆さんが、こういうことが、例えばこの陳情が採択された場合、どういった実際の行動ができるかということを考えたときに、こういった意見もありますよという程度の参考意見として書かせていただきましたので、こういうことをしてくださいということで書いたわけではございません。

あくまで、そのやり方が分からなくなるとか、こういうことをやってくれたらこっちはうれしいですよみたいなことの参考意見としてあくまで書かせていただいたので、それも陳情内容には入れなくていいです。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、5—2のほうのね、陳情事項の下のところに、先ほど山本さんからの説明があった、売上げが80%という言い方をしましたが、これってというのは、根拠というのはあれでしょうかね。

実は、私も事業をやっているのですが、私のところは売上げが50%まで落ちても潰れないんですね。ですから業種によって違うと思うんですが、この80%というのはどういう対象のものですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。どうぞ。

○陳情提出者（山本紘之君） 僕が、根拠というのは肌感覚的なものなんであれなんですけども、サービス業に関して今回、ほとんどが多分サービス業が受けたと思うんです、損害を。

そうしたときに、サービス業のいろんな仲間たちとか、者に聞いて、お互いの肌感覚的に、普段だったらこれくらいでというぐらいの根拠ですので、統計的にしっかり取ってとかというわけではないですけども、経営者の肌感覚的に、これくらいだと経営が危ないということを感じてもらえたらいいかなと思って書かせていただきましたので、それが絶対というわけではないので。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ただ、これが書いてあることを元にして、私たちが国に上げたりとか、市に言わなきゃいけないところもありますので、趣旨的なものとして取り扱って、あと陳情の項目としては、コロナまたは物価上昇の損害を受け企業経営が危ぶまれている事業者に対しての減免税・補償・給付型、給付の対応をお願いいたしますということが陳情の内容で……。

○陳情提出者（山本紘之君） そうです、陳情の内容になります。あくまでこれは参考意見なので、別にこういうふうにしてくださいというわけじゃなくて、やり方が、ただ少し行き詰まったときに参考にさせていただければと。

○委員長（西下敦基君） そうですね。ただ、どうしてもこれを見ると、僕たちは具体的にどのようにやったらいいんだって話で審議をしたところがあるので、多少やっぱり引っ張られてしまうところもあるのかなと思ったので。

○陳情提出者（山本紘之君） 参考意見なので。

○委員長（西下敦基君） あくまで、これは項目の内容じゃなくてというような扱いでよろしいですか。

○陳情提出者（山本紘之君） あくまで参考意見です。なので、そっちの方向の検討をしていただければということのお願いです。こういう困っている人たちがいますので、そういった方向にかじを切って、行政とかね、かじを切っていただければという話のお願いになりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（西下敦基君） すみません。あと、ついでに5—4も、これも参考意見ということで、これが陳情の項目ではなくて、あくまで陳情をすることは、若者が、格差の固定化から抜け出すための所得向上が見込める経済対策をお願いしますということですね。

○陳情提出者（山本紘之君） 経済対策をお願いしますということです。

なので、その方向に動き出していただければ、うれしいということです。お願いしますということです。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。

今ちょっと、途中で5—2のところまで。——11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。ちょっと教えてください。この前ね、プレミアム商品券、出しましたよね。あの効果はどうでした。

○委員長（西下敦基君） はい。

○陳情提出者（山本紘之君） それは、やっぱり、効果のあった事業所と効果のない事業所は分かれたと思います。

コロナ禍での交付金に関しては、スーパーだったりとか普段我々がよく使うものに対してはやっぱり使ったと思います。

これは、コロナでダメージを負った家庭に対しての交付だったら多分意図はオーケーだと思いますけど、ダメージを食らった企業に対しての交付だった場合は、もともとそういう場合、カラオケとかスナックとか、感染拡大をするような場所で商品券をもらったとしても行かないので、なので、今回は企業側に立ったプレミアム商品券をちょっとお願いしたいなと思っております。

それは僕の願いで、思いであるので、別に陳情項目には入っておりません。

○委員長（西下敦基君） 回答は終わりましたが、よろしいですか。11番。

○11番（横山陽仁君） すみません。11番の横山です。山本さんの言われる事業というのは、何か聞いていると、ある、いわゆる飲食とか、そういう一部のことを言われて事業というふうに言われているんですか。

○委員長（西下敦基君） 回答を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね、まず、ここで扱う事業、事業の定義にもよると思うんですけど、ここは、あくまでコロナで傷ついた経済に対しての話で事業主と使わせていただいているので、コロナで傷を負った、損害を被った事業主中心の、主語が、そういう中心の話になっていると思います。

全ての事業主さんが、コロナとか、損害を受けているわけではなくて、それによってチャンスを得て事業を伸ばした人たちもいますけど、あえて今回は、経済的救済になるので、そういった人たち、困っている人たちを主語にさせていただいております。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか、回答。陳情の審査にかかわるようなことの質疑にお願いいたします。

今、5—2まで行って、5—2がなければ、5—4について質問をされる方がいらっしやったらお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） では、すみません。次に5—5のコロナ禍の経済損失の調査と情報公開についての陳情書について質問のある方は。

〔「4は後回し」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 4は、固定化から抜け出すところで質問がある方は。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、最後の5—6のP a y P a yの契約条件緩和をお願いする陳情書について。

じゃあ、ちょっとP a y P a yのことをお伺いさせてもらってよろしいですか。

○陳情提出者（山本紘之君） はい。

○委員長（西下敦基君） P a y P a yって、使わなければ払わなくできると思うんですけどね。うちP a y P a yは今使っていません。そうすれば取られることもない。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね。

○委員長（西下敦基君） そうしたことを考えれば、P a y P a yっていう企業に対して、それぞれの企業が多分契約とかしていると思うので、それに対して市ができないんじゃないかなど私は解釈しているんですけど、多分、それぞれの契約の話ですので、それについてなぜできるのかという話になってくるのかな。

どうぞ。

○陳情提出者（山本紘之君） まず、P a y P a yを使う人はどういう人かっていうのがあるかもしれないですけど、キャッシュレス化というのが基本的には叫ばれていますし、あと、P a y P a yじゃなければお店を選ばないというふうな現象も今起きています。

なので、企業的にはP a y P a yが払えないんだったら店に来ないよという人たちを、やっぱり一定数いるってことを考えると、P a y P a yを使わざるを得ないというような現状があります。

特に若者需要だったりとかというのが主だったりとか、そういう人たちが利用してほしいという企業に関しては、かなりP a y P a yというのは入れなければ経営的な痛手になる、

チャンスロスになるということが多分現状であると思いますので。

もし、そのところでP a y P a y解約してしまったら、そこでP a y P a yで払ってくれたお客さんを一齐に失うことになるので、かなりP a y P a yの言いなりにならなきゃいけないというんですか、企業的に圧力を感じるというのが実在しているんじゃないかなと思います。

P a y P a yを使う人が増えれば増えるほど、P a y P a yに依存しなくてはいけなくなっちゃいます。現金であれば、手数料は本来だったら払わなくていいものが、払わなきゃいけないという現状が今始まっています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。P a y P a yの契約条件の緩和について少しお聞きしたいと思うんですけど、たしか2021年の10月から恐らく手数料がかかるようになっていと思うんですよね。それで、実質的に、ほかの他社でも実質的にはかかっているわけですよね。そういうことですよ。

○陳情提出者（山本紘之君） そうです。

○14番（松本正幸君） 先ほど、市のほうが優先的にP a y P a yをついていうような言い方をされたもんですからね。その関係でね、少しP a y P a yだけ何でというような形が自分としてはあったもんですから。

ただ、今言われた形であると、基本的にはそういう利用をしたと。市のほうで利用をしたもんで、そういうことでここへP a y P a yということになっているわけですね。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね。

○14番（松本正幸君） 山本さん自体がこのP a y P a yを使って、どれぐらいの手数料を、もしできたらどのぐらい月にかかるのかね、その辺について少しお伺いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） では、ご説明を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） 個人的な一企業、個人事業主の規模もあるので、僕のお店自体小さいので、金額が小さいから何か少ないように思うかもしれませんが、それを踏まえて聞いていただきたいんですけども、大体月の利用額というのは平均して3万から5万円ぐらいです。

でも、うちのお店の売上げとしては月50万ぐらいなので、売上げの10%が大体P a y P a

yで決済されます。なので、1,000円とか2,000円ぐらいの支払手数料を払っているんですけども、それが、もし、もっと規模の大きな事業になった場合は、かなりの金額になるので、そういったことも踏まえて、そういうことも想定してちょっと考えていただきたいなと思っております。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 率のほうは1.7ということですね、先ほど説明が山本さんのほうからあったんですけども、ただしね、このシステム使用料の有料化っていうことは国が決めたことですよ。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね。

○14番（松本正幸君） だもんで、本当の意見としか言えないんじゃないかなと思うんですよ。実際に、私たちね、考えてみて。ですので、この条例がどうのということがね、基本的に国・市に関わるものでないものですからね、できないということもあり得るんじゃないかなと思って今考えてみたんですけど、どうですかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） 僕もね、全てがオーケーされるとか、採択をされるというのを望んで出している——望むというか、それを期待して出しているわけではなくて、そういう実態もあるということ、ちょっと公的文書として残しておく意義があるのかなと思います。

今後、地域活性化ってなったときに、じゃあ、手数料、これがね、今1.7%ですけど、勝手に3%とかすることも今の状態だとできるんですよ。

それを許して地域活性化できるかって考えたときに、そういうことに対して今まで警鐘がひとつもなかったのかってなったら、それはそれでちょっとおかしな話かなと思いますので、今後この、今1.7%かもしれないですけど、その変え方というのが、P a y P a yが一方的に変えられる状態であるということを皆さんに知っていただきたいなと思います。

○14番（松本正幸君） はい、分かりました。オーケーです。

○委員長（西下敦基君） ほかに質問のある方は。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私は、山本さんからP a y P a yのこれを出されたもので、業種は全く違うんですけどね、もっと金額の大きなものを預かっているお店、お店というか工場なんですよ。一般の方の販売もやっているものですからね。この山本さんが出された形のもの、どういうものだとして確認をしたんですけど……。

○陳情提出者（山本紘之君） ありがとうございます。

○16番（横山隆一君） そしたら、むしろね、事業所から見ると、P a y P a yの手数料はかかるものの、メリットのほうが大きいということを言われておったものですからね、その辺で、山本さんと若干その辺の考え方、現状の手数料率の変動とかということは現状ではない話として考えたときにね。

むしろ、その事業者の社長さんが言うには、むしろメリットが大きいよというような言い方をしていたのでね、ちょっと食い違いがあるなと感じたんですが。

今言う手数料がかかるということは、確かにそうかもしれませんが、メリットのほうはどうなんですか。

○委員長（西下敦基君） 発言をしてください。

○陳情提出者（山本紘之君） メリットのほうは、もちろん大企業に関していったら、クーポンだったりとか、それに対して通知広告ということで、広告宣伝というのはP a y P a yが代わってやってくれるということになっているんです、お金払えば。

そうすることに対して、P a y P a yのユーザーが多ければ多いほど、広告手数料をそのところに払えば払うほど広告ができるという大きなメリットがあると思います。

でも、そのメリットを十分に活用できるのが、市町村の小さな中小企業はできるのかという問題があると思います。

実際、大きな企業だったりとか、そういった、A Iによって、こういった事業に対して広告を打ってほしいよというポイント的なものができると思うんですけども、それを使える企業であれば多分メリットはあると思うんですけど、そういった広告企業に入っていけない人たちも今回は含まれるわけで、そういった人たちもいるということを考えていただきたいなと思います。

もちろん何やるにもメリットとデメリットはあると思いますので、メリットだけ伝えたりとか、デメリットだけ伝えたりというのはおかしな話なんでしょうけども、そういった取りこぼされる人がいるということも知っていただければありがたいなと思います。

○委員長（西下敦基君） ほかに質問、このP a y P a yのところについてはありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） では、取りあえず、今、各項目で聞いていったんですけど、最後は全体で質問をされたい方がいたら挙手にてお願いします。

自分のほうから質問をさせていただきます。

今回の提出者として、山本ひろし後援会で山本紘之様で出されていて、この後援会で

話し合っ、役員とかでこの陳情書を出されたのか、それとも個人的な考えで出されたのか、別に個人でも構わないんですけど、そこら辺がどういった、皆さんから意見とかがあって上げられたものかについて確認させてください。

どうぞ。

○陳情提出者（山本紘之君） 簡単に言ったら、勝手に個人です。特に後援会でみんなが集まって、後援会員が400人ぐらいいるんですけども、その人たちに合わせて総会をやったわけもなく、個人的な、要は、背景とかは話はしましたけども、ほぼ僕の個人的な意見になります。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

17番。

○17番（山下 修君） すみません。山下と申します。今のに関連するのかもしれませんが。確認ですけれども、こちら、今、業種で言われると飲食業とサービス業に携わっているということで、こういう状況が悪くなったとき、皆さん同じような業種の方が集まって、大変だねというようなお話をして、こういう陳情を出しましょう、お願いしようとなったんですか。

商工会には山本さん自身は入られておって、そちらの関係でいろいろ皆さんのお話をお聞きする中で、こういうことが必要だというような形で進んでいっているのか、それは一切関係ないのか、どうなんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 回答を求めます。山本さん。

○陳情提出者（山本紘之君） 一応、僕、商工会の飲食部理事をしております、この中で一応そういう、飲食の現状に対して商工会が何かできないか、陳情もお願いできないかということで一回、会員を集めて話合いを行いました。

そのところで、人数は少なかったですけども、一応、全会一致をもって陳情書を出すということを、その会員たちの中では約束されたんですけども、商工会のほうから、陳情はやめてくれということを受けまして、こういった形で出させてもらいました。

○委員長（西下敦基君） 今、答弁が終わりましたが、再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） こんなこと言っちゃ失礼ですけども、今、陳情は出さないでくれという、そこら辺の理由というのは何かあるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○陳情提出者（山本紘之君） 理由というのは、あまりはっきり商工会のほうから述べられた

わけではないんですけど、担当の人から、やっぱり市の下請でやっている商工会だから、市と波風は起こしたくないというような趣旨で説明されました。なので、多分そういった上下関係というものが、多分、そういった陳情書を多分阻害しているんじゃないかなと思います。

○17番（山下 修君） すみません、ありがとうございました。これで終わります。

○委員長（西下敦基君） ほかに全体についてお聞きしたいことがあれば。

1点すみません。ちょっと質問で、要望書ってなると、議会に出せるものが陳情書、請願になってくるんですけど、担当課とか商工観光課とかにより意見を言ったりとか要望を出したりとかいうことも多分可能だと思うんですけど、こちらに出したというのは、文書に残しなかったという思いがあったのか。

多分、担当課に言ったらそのままにはなるんですけど、ここだと審査されて、やっぱり駄目だったということもあったりとかするので、意味は分かるけど、やっぱりこれを上げるのはという判断も出てきちゃう場合がありますので、そこら辺どうだったのかお伺いします。どうだったんですか。

○陳情提出者（山本紘之君） そうですね、もし、そのところでお話しできてという形も、自分も、僕もそういうことを商工会の一応理事としてやったときに思ったんですけども、じゃあ、その話って、皆さん以外、公的な形で残りますかといえば残らないですし、かといって、それに対して情報が共有されるかといったら、やっぱり内々で終わってしまうので、やっぱり、そういう問題があるということを知ってほしい。

これが多分出たら、それなりに会報で審議された、マル・バツが多分つくじゃないですか、会議の会報に。それで、そういうことも少し議論されるのか、市もしているんだなということが分かれば、多少そういう人、興味ある人もそういうことに関心を持ってもらえればということ。

採択されるかされないかということよりも、まず、そういったことが公的な記録で残ることと、あと、そういった方向に市も考えているよということがすごく大事なかなと思いますし。

今回僕が提出した陳情の内容の性質上、公的なものだったりとか決まり事に関して多くのことなので、観光課とかといっても、結局規則を変えられるわけではなくて、あくまで自分たちで財源を持ってやらなきゃいけないことになるので、財源不足だったりとか、そういったものがなかなか難しいかなと思いますので。

公共的なものであれば、市債とかという、そういったもので財源というのがある程度融通が利いたりとかも、やろうと思えばできるので、そういった実現性という意味を持ってでも、

実現性というのか、遠回りだと思うんですけど、大分遠い先だと思うんですけども、その第一歩、半歩でもいいですけど、ということで出させてもらいました。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。そうですね、ただ、議会としても意見を言っ
て、ただ、それが執行できるか、するかしないかをまた、執行部のほうに上がってきます
ので、それはご理解していただければと思います。

○陳情提出者（山本紘之君） もちろんです。

○委員長（西下敦基君） どうぞ。

○陳情提出者（山本紘之君） なので、そういうところに、やっぱり、事を少しでも知って、
議員の方が、要は市民を代表する方が知っていただくというだけでも、僕は意義があるんじ
ゃないかなと思います。

次の例えば選挙のときに、そういったことに関して政策をやりますということを公約にし
ていただければ、僕はそれでも十分だと思っておりますので、ぜひとも前向きな検討をよろ
しくをお願いします。

○委員長（西下敦基君） はい、わかりました。

ほかに全体的な意見で、これは聞いておいたほうがいいのかというところ、ただ、時間的には
大分、1時間もたっていますので、よろしいですかね。

以上をもって、陳情についての質問を終わります。

山本さん、ありがとうございました。

○陳情提出者（山本紘之君） ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） これより陳情についての協議に移りますので、陳情者はお退席をお
願いいたします。

〔「お疲れさまでした」「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ちょうど1時間ちょっとだったので、10分ほど休憩してから審査を
始めたいと思いますので、15分まで休憩ということでお願いいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時13分

○委員長（西下敦基君） ちょっとお時間が早いですが、皆さん、おそろいですので、審査に

ついてを進めてまいりたいと思います。

本陳情について、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

まず、陳情5—1についてから始めたいと思いますので、ご意見のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） 住居についてです。住居の確保が困難な方の救済のお願いの陳情書です。

[「これは参考じゃない」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） これは参考ではないので、これは黒丸のところが陳情事項ということになりますので、これを順番にやっていくか、気になるところを言っていただくか。11番。

○11番（横山陽仁君） 普通にお願いにいきや通ることだと思うんです。だから、変えなくてもいいと思いますね。それで、本当に困っている人は生活保護という申請もありますし。

○委員長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 300万というのはそうですね。

[「所得」と呼ぶ者あり]

○17番（山下 修君） 所得。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） マイクお願いします。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） 皆さん、発言は挙手をしてからお願いします。17番、お願いします。

○17番（山下 修君） 年収が300万って書いてある。年収は300万あるってということで、これを拡張してもらいたいという話ですけども、単身世帯の給与収入で440万ぐらいが今限度になっていると思う。そういう規定になっているということを聞いているんですけども、そういう意味では300万、さっき言った収入と、所得増加による退去を、拡張されているというか、現状は300万って区切られているわけじゃない。もっとずっと上の440万ぐらいになっているということだと思うんですから、これは数字の文章の捉え方といいますか、この数字は違う、現状と違っている。クリアされているんじゃないですか。

○委員長（西下敦基君） という意見もありましたが、これにご意見のある方、挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 公営住宅、市営住宅の基本的な考えというのもあるもので、本来国

と、先ほど僕も言ったけんが、国と地方自治体と連携をして、低所得者向けの住宅を造りましょうということの中で、家賃の関係もあるもので、そういったものの中で収入基準も設けながら、全ての基準だよ。いろいろなものの基準があるわけだから、これを国としてレベル的なものをつくって、それで改めて市のほうで管理基準を設けると、規定を、規定と条例です。こういったものを設けながら進めてきたという実態があるわけです。

そんなことの中で、今現状考えてみると、市の住宅そのものが、自治会の活動もやっているわけです、実際には。細かく言うと上本所団地、それから赤土団地、それから長池団地ですか。こういったところが自治会の班ともなっているということを知っていますんで、本来的には税金の滞納が本当に心配される中で、保証人の関係も言われているんですけども、この保証人の関係についても、県内の自治体の調査された例がありまして、かなりのところで保証人をまだつけている状況にあるということで伺っています。

そんな中でありますけれども、今後、国のほうが推進するであるならば、保証人の関係についても削除できると思いますけれども、本来的には今のケースでいけば、条例の中に、一番下のところに、市長が特別に認める場合はこの限りではないっていうものがございまして、そこで救済するような方向にいけば、多分問題ないことだと思いますんで、さらに枠を広げ、所得の収入の関係を上げるとか、こういったことは少し税で賄っていかんやきんもの、施設でありますんで、この上がってきた陳情に対しては、私は反対です、考え方として。そういうことでお願いをしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、公営住宅っていうのは、公営住宅法に基づいて設置される施設なもので、ある程度の制限というか、かけられるのは当然のことで、あくまでも目的は低収入の人たちへ適切な価格で住宅を提供するということなもので、一定の縛りがあることは仕方がない。

このところ、入居における資格要件も緩和をして、大分入居がしやすい状況にはなってるなと思います。世帯収入もそうですけども、単身者の緩和、あるいは。

〔「所得制限」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） そういったものとか大分緩和されていて、私も一般質問でやった保証人の問題についても、確かに国はハードルが高いということを言われますが、それもちろんと相談をすれば、市のほうは、執行部のほうは、それは状況によっては認めるということを行っているもので、かなり利用しやすい状況にはなっているなというふうに思います。

しかしながら、細かい、今言う、条件のところを見直すとかっていうことに関しては、これは市のほうの対応で、公営住宅法に従ってやっているんで、これはこれで認めざるを得ない、認めざるというか、緩和することは、これ以上はする必要はないと私は思います。

ですが、陳情のタイトルからすると、住居の存続が困難、または失った方への対応ということに関しては、これは認めるべきだと。困っている人が住宅を提供するというのは、考え方としては認めるべきだと。

ですから、細かい要件に関しては緩和することはできないけれども、話によって対応が可能であるというようなことを付け加えながら、タイトルについては尊重すべきだという意見をつけて、私はこれは不採択としてもいいかなと私は思います。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見のある方は。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） 趣旨は採択すべきだけでも。

○委員長（西下敦基君） 1点、自分、7番から。いろいろ項目があるんですけど、自治会加入にはできることで、あくまで加入ができて、ある程度、全部が全部、参加しなきゃいけないということだとは思っていません。鬱などがあって、できる範囲でこれは活動していただければいいと私は読み取れますので、そこら辺の配慮はこれから必要じゃないかな。実態はちょっと分からないんですけど、そこら辺はそこまで絶対自治会に入って全部の活動をということじゃないと思いますので、これは別にいいと思います。

最後に、市独自の窓口が広い、住宅確保給付金の創設ということで、これ国のほうでやられていることで、要件で4つ、要件があるんですけど、離職とか廃業して2年以内であるとか、あと世帯の収入の合計が幾らとか、あとここで問題になっているのは、貯蓄があると、残高があると入れないようなことがあって、廃止をすべきということが書いてあったんですけど、これ条件の3つ目のやつで、世帯の預貯金合計額が各市町村に定める額を超えてはいないことということで、基準額の6か月分、これ聞いたら2人世帯の家ですと、大体69万円以上あると給付がもらえない。あと収入も11万5,000円プラス、あと住宅が3万円プラスされて14.5万円で、下回った場合でしたら支給されるけど、それ以上だったら支給がされないという、これ要件があるので、ここ制度を読み間違えているのかなっていうのがあったので、なくなってから申請というわけじゃなくて、基準がありますので、2人だったら69万円、1人とか、また3人とかだったらまた別の基準が、金額があるので、ここら辺を請願事項として入っちゃっているんで、これも認められないんじゃないかなと、私は細かいことでは感

じました。

これ住宅が困った人ねって話になってたんですけど、基本的に生活困難者自立支援事業というものが市でもしていますし、この中で住宅確保給付金が入っているんですけど、家賃を滞納して住居を失いそうだとか、様々な困難があって経済的に困っている方を対象に、問題解決に向けたお手伝いをするような制度で、こちらの生活困窮者自立支援事業というものがありますので、こういった生活保護の前の、一つ前のセーフティーネットもありますので、こういったところに対応していただくような感じで考えていくべきでないかなと思います。

問題としては、そこの住宅だけにはなっちゃっているんですけど、包括的な支援がありますので、こういったことで市民の方にも困ったら利用していただいて、本当に生活保護にならないようなことも、もし困ったら生活保護もありますので、そういったことで自分に対応したほうがいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） ですので、これは採択するのは難しいかなと意見を申し上げさせていただきます。

ほかの方の意見、お願いいたします。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） 個別ではなくても、1個ずつ行かなくても、それぞれ気になるところで。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） 5—1でポツを1個ずつやらせていただいて、それぞれで気になるところを言っていただいて、ただ請願としては全部認めてからじゃないと多分採択はされないのかなという認識がありますので、ただこういったことも認めていかにやいけないかもしれないという意見は別に言っていただいて、委員長報告の中でもそういったのは入れさせていただきますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

〔「委員長報告も大事だな」と呼ぶ者あり〕

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） まず、5—1の意見については、これくらいでよろしいですか。

〔「まとめられる、委員長の話は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 出た意見を載せるしかないなので、もしもう少しこれを足したほうが

いいんじゃないかという意見がありましたらよろしくお願いします。

6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2つ目のポツで、注意文「入居中及び退去時に、修繕費用の負担が生じます」の項目削除というのが書かれているんですけども、都市計画課の資料によると、敷金だけだと7万4,000円程度しかないので、修繕費用にはとても足りない額だということが、一応出てきています。

なので、この項目削除についても、汚さなければ払わなくていいもの、故意に床に物を落としてへこませたとか、たばこの煙で壁が汚れたとか、そうした入居者の過失によって汚れが生じたものに対する修繕費用の負担ですので、これは先ほど、民間だと敷金で全部賄ってくれるので、これがあるのはおかしいっていう言い方をされてましたけれども、別におかしくはないし、項目削除する必要はないのではないかと思います。

なので、総じて、ほかの議員さんもおっしゃっているように、この陳情の採択すべきものではないと私個人も感じております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今の修繕の関係だけ。退去する場合については審査というのがあります。ほんで長く入ってたりあるわけです。そんじゃ3年で出たり、そういった場合については、当然長く入った人のほうが畳の表替えをしたり、ふすまを全て替えたりしなくてはできません。

そういうことの関係っていうのは、当然責任持って替えていってもらわなければしょうがないことなんです。管理基準そのものがありますんで、当然次の人が入れるような状態に持っていかなければならない。それが要するにそこまで入居者に見てもらうのはつらいなといった場合には、行政がある程度カバーすると、そういうやり方で今来てると思いますんで、少し、先ほど言ったアパートへ入っている方の考えとは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。3番。

○3番（坪井仲治君） 民間と実は一緒なんです。民間も敷金分を補修に充てるんです。原状復帰するんですけど、若干、アパート入った経験があるもんですから、それで敷金分がかかったようにアパート会社、管理会社のほうが対処するんですけど。これやり方は全く変わらないんです、行政と。だから、勘違いしてるんです。

〔「さっき言ったのは違ったね」と呼ぶ者あり〕

○3番（坪井仲治君） ええ、違います。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にてお願いします。取りあえずなければ、5—1の審査を終了して、次に。

〔「さっき隆一委員、尊重すべきというご発言されたんですけど、どの部分に引っかけて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） タイトルの部分、陳情、細かい、何項目かあるんです、黒ポツが。この部分については、執行部側のほうも、それに応じた課体制を取ってるし、これは認めると。けども——逆か。請願者の言うことに関しては、執行部はちゃんと対応できるようなことをやってるから、これに関しては否決をすると、認められないということだったんです。ただタイトルで、タイトルの部分のこのところの存続については、これは寄り添った意見を付して、不採択とすべきだということをしたわけなんです。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 7番 西下。タイトルとしては、困っている方がいるんだったら、手を差し伸べるべきだと。

○16番（横山隆一君） いうことは分かるけども、執行部は頑張っているよと。執行部じゃない。ちゃんとやってるよということ言えばいいんじゃないかなと私は思う。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 5—1についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 次に、審査について、陳情5—2についての審査を行いますので、ご意見のある方は挙手にてお願いいたします。これはコロナ禍、物価高騰による企業救済をお願いする陳情書で、黒ポツはあくまで参考意見だということで話がありましたので、ご意見のある方はお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、さっきの住宅の、公営住宅の件と同じなんですけど、陳情の本旨というのは認めてあげたいなというのはあるんですけど、国や県や菊川市と事業者に対する持続化給付金であったり、あるいは同業者との、小規模企業者に対する支援事業、これ単費でやった事業もありますし、様々な支援措置がされているわけです。

ですから、私は一様にあらゆる作業に対して支援はきちんと、生活に関する支援もそうで

すけども、されているもんですから、決してやってないわけではないので、ここについても、特に税金の問題なんか出てきて、それは税の公平性からいっても認めるわけにはいかないし、先ほど言ったように、趣旨は認めるけども、内容についてはしっかりやっているよと、国も県もそうですし、市町もしっかりやっているよということで私はいんじゃないかと思えますけど。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見のある方は挙手にてお願いいたします。

自分のほうから、7番 西下です。今、隆一議員の言われたように、文面を見ると何もやってないんじゃないかっていうニュアンスが、あと幾らでも財政は出しても、本当は困らないんじゃないか、出せるんじゃないかっていう感覚が取れることから、もっと補償とか減税しろっていうこと、意味は取れてますけど、国においてもエネルギー価格のものは、それこそガソリンなんかは減税の中で安くなって、うちらが買ってたりとか、あと中小企業の支援とかで、それぞれ価格の転嫁を進めてたりとか、あとこれから企業、資金繰りになると、これから支払いが入ってくると思うんですけど、一応そういった支援もいろいろ国ともしてましたし、菊川市もプレミアム商品券を2回、出してます。

〔「3回」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 3回か、そうですね。3回でした。すみません。あと自分のほうも団体に、経営をやっている方たちの団体に聞き取りしたんですよね。こういった参考意見のようなところの意見が入ってますかという、特にそういった意見も入ってないというようなことも聞いてましたので、確認をさせていただきましたので、あくまでも参考意見とは言われてましたけど、税金のことについても、これを国に言ってくれっていうのもなかなか。

法人はもうけたら、その分払う。あと固定で払わなきゃいけないところもありますので、逆に80%以下になったら払ってっていうんだったら、逆に言うと、80%以下に下げて、その分もらっちゃうっていう、企業努力がなくなるというような話にもなってしまうのかなという気もしまして、1番目については。

3番目は、また財政的に余裕があったりとか、また、ただ商品券を配ればいいのかっていう話もありますし、市において水道料金とかの減免とかもされてましたし、これからどういったことがやったほうがいいのかっていうことは、また検討は必要だと思いますが、これもまた市とか国に上げていくのはちょっと違うんじゃないかなと私は思いますので、私の意見は以上とさせていただきます。

16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、80%についてですけど、単費でやったときなんかは、商業者は誰、農業者は誰ってやったときには、70%となったわけです。持続化給付金のときは前年度に、何%か忘れちゃったですけど、パーセンテージというのは、今さっき私が彼に聞いたように、80%という根拠はないという話だったし、全産業からいくと、菊川市には、単独でやった事業なんかもそうですけど、70%というので数字を持っていったわけですから、委員長も言ったように、あらゆる様々な企業が一律一様に、コロナ禍において被害を受けているわけでもないし、ある意味、厳しいかもしれませんが、経営状況が思わしくないよ、なくなるということも、これは事業をやれば当然あり得る話です。ですから、そこは企業努力で乗り切るとか、そういったことも、厳しいかもしれないですけど、努力してもらおう。実際には国や県も、さっき言ったように支援措置があるわけですから、そういった解釈で私はいいいと思いますけど。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。少し新型コロナの感染症対応の地方創生臨時交付金事業の充当事業とか、新型、これコロナの関係の関連事業、関連経費とか関連事業、こういったものの関係をそこで調べてみちゃったんですけど、300を越すような事業でいろいろ対応をさせてもらっているんです。経済関連、生活関連、それから中小企業、こういったものの関係とか、飲食店の継続支援の給付金、こういったものに関わるものとか、先ほど委員長、言われたように、水道料金の軽減事業、それからサテライトオフィスの関係、プレミアム商品券の関係、また子育て関係とか、そういった関係の支援そのものが数多くの事業でやられているということは、国のほうが一生懸命支援をしてくれたおかげで、各地方自治体がこういうような事業が組めたんですね。

それと同時に、また市のほうも市枠というか、そういった単独で予算をつけて、支援をもう少し強くしてくれたっていうことがありますんで、恐らく100億を越すような額になるんじゃないかなと、僕はそういうふうに思っておりますけれども、そんな支援があります。

この中に企業・事業主に対する消費税とか法人税とか社会保険料の免税のことが基本的に言われているんですけども、これっていうのを基本的に議会、99条の関係で意見書を出すとしても、内容としてこれを出すと、なんだっていうことを言われるんじゃないかな、そういうふうに思ってますんで、実質的には国の扱いということもあるもので、それこそこういう関係について回答すべきじゃないかな、回答しちやまずいんじゃないかな、自分が判断

しているんですよ。ですんで、この関係についても、先ほど、次の項目にもありますし、いろんなものが出てきておりますけど、そういうふうには感じております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 17番です。企業経営が危ぶまれる、こういうことが書いてあるんですけど、どういうことであれかなというんで、これから販売量の減少とか、事業継承で後継者がいないとか、それとか原材料費の高騰を価格に転嫁できないとか、そういった問題で多分企業経営が危ぶまれると、こういうことだと思うんです。

それはそれで違う対応があって、例えば売上げで雇用調整助成金であるとか、あと公正取引委員会が入って、ちゃんと親会社からの発注に、価格交渉に対して適正な価格で販売しましょうというような指導というのもこれはありますし、それは事業継承という、また別の問題であって、ちょっと消費税だ、法人税だ、社会保険料だと、こういう部分とは違う部分のほうの企業経営が危ぶまれるという部分があると思うんですが、これは私、この陳情書を上げるというのはどうかなと思います。

○委員長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど松本議員のほうから、地方創生交付事業が300事業ぐらいあるという話だったんですけども、今回、山本さんのお話だと、売上対比が80%なのは、80%で既に企業の存続を考えなきゃいけないという話の中で、私が聞いた中には、その根拠というのがしっかり指し示されていないような気がしますし、ご本人はサービス業というふうにおっしゃってたんで、サービス業だけを特化して言っているのかなっていうことと、それから肌感覚って言葉、いかに抽象的な言葉が多かったっていうのがありまして、私たちのこの事業を審査するに当たっては、抽象的な話で皆さんにお話するっていうのは、非常に不信感と信頼感を損ねるということですので、多くの事業を、今まさに困ってらっしゃる方、それから交付金を払わなきゃいけない方とか、いろいろ困ってらっしゃる方がいらっしゃるんで、優先順位はそこで、肌感覚とか、一部の業種だけを特化して考えるというのは非常に危険だと思います。

ですから、私は、今回は回答してはまずいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

1点、7番 西下です。それこそ山下委員が言われたように、いろんな困り事が多分企業

にはあって、相談するところが役場もありますし、商工会とかにもありますし、そういったところに相談して、それぞれの困り事があって、専門家を紹介してくれたりとか、そういったこともあるとは思いますが、今コロナが終わって、これから普通の経済に戻っていくということで、それぞれの企業努力を求められたりとかすることもあるとは思いますが、そういったことを考えて、そういったことで対応していただければ、こういった減免税とか補償とか給付とか、ちょっとコロナで本当営業できないとかだったら、考えられたことかなと思いますけど、現時点ではこれは上げるようなものではないんじゃないかなという感覚を私は持ちました。

以上です。自分の意見です。

よろしいですか。ほかにご意見、まだあれば。16番。

○16番（横山隆一君） 私がまとめるわけじゃないんですけど、東さん、言うように、様々な業種の中で、山本さんはたまたま飲食業で、観光業であるとか宿泊とか、そういったようなところというのは、確かにコロナ禍による影響というのは受けているわけで、受けたら受けたなりの企業経営というのはしていかなきゃいけないです、企業経営者というのは。そういった意味でも、でき得る限りのことは、行政も私は対応してくれていると思うので、私は、趣旨は分かるけどもというところで判断すべきじゃないかなと私は思います。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。5—2の今の陳情書の意見は、ほかによろしいですか、このくらいで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） まだありますので、次に行かせていただきます。次に、陳情5—4、格差の固定化から抜け出すための所得向上をお願いする陳情書について、ご意見を伺いたいと思いますので、意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

〔「5—3というのは」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 5—3は教育福祉に行っています。

〔「5—3は向こうか。総務って書いてある」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 昔、最初の頃は総務だったかもしれんですけど、議運のほうで話し合っ、教育福祉にそれだけ行ったと思います。

〔「なったんですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） はい。ですので、今は5—4の若者が格差の固定化から抜け出すための所得向上が見込める経済対策をお願いいたしますという陳情項目で、以下参考意見があ

りますので、ご意見をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 7番 西下です。国の資料を見させていただいて、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージというのが令和4年10月、公表されて、12月に更新がされて、これからを見詰めた賃金上昇と、それを支える多様な働き方の実現を目的として、手段として賃上げとか人材育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動支援、雇用セーフティネットの再整備の一体的な取組というのが国で進めていっています。

それこそ賃上げなんかでも国も進めていただいて、物価の上昇には追いつかなかったんですけど、今年は結構雇用の関係で労働組合の方も頑張って賃上げはされて、企業もそれに協力しているということで、なかなか社会の構造的に日本がそう固定化は、それこそ親が貧困していると、子どもも貧困がつながっていくということが言われていますけど、そういったことに対しても、一応なるべく教育を奪うようにはならないような施策を、今それこそ子どもの予算倍増させるとか、国でも一応支援はされてますので、これに対して、以下の参考意見が微妙なことだとは思いますが、ただ現在、国がやっていることに対して、また違ったニュアンスのもので、また上げていくのは、私はおかしいんじゃないかなってという意見がありますので、これそのまま採択するのはいかがなものかと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見のある方、お願いいたします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。抽象論になってしまうかもしれないですけども、全面的に私はこれ反対でございまして、これに書いてはない。先ほど口頭で、少子化対策をするためにも、デート代すら払えない学生たちがいるので、デート代すら払えない若者がデートできるためにも、所得向上が見込める経済対策をとというような言い方されてましたけれども、子どもを産むということは、一人の人生背負うということですので、この山本さんのご意見、そのまま実現すると、責任能力のない大人がどんどん出てくるんじゃないかという気が非常にしてしまいます。

私自身も社会に出て3年ぐらいは政経塾というところに通ってましたので、手取りも結構少なく、東京で暮らしていたんですけども、その中でも奨学金返済しながら生活してましたので、限られた所得の中でも、いかに工夫して貯金をしていくとか、お金の使い方を考えるかというところにも、自己責任能力の形成というものができると思いますし、若者の所得が低いから、全て国や市が面倒見るべきという考え方そのものが甘いといえますか、

違ってらるんじやないかなというのを感じます。

なので、大変申し訳ないんですけども、このご意見に対しては全面的に反対の立場を取らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） ご意見をいただきました。ほかにご意見のある方はお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） でもそれは一つの意見です、見方ですので、いいと思います、私は。

7番 西下です。すみません。現状のところで、債務で所得向上して、その後のところで少子化対策に必要なのは、子育て政策、対策じゃなくて、若者の所得向上であるっていうご意見が、現状の一番下、陳情事項の1行前になるんで、ただ若者の固定化だけが、少子化対策とか子育て対策なので、所得が上がれば、一応こういったものが解消するわけではないなと感じました。

少子化の原因だとか、未婚化の進展とか晩婚化で、あと夫婦の出生力の低下が原因で、ただ背景に仕事と子育ての両立できる環境整備の遅れや高学歴化か、あと結婚、出産に対する価値観の変化とか、子育てに対する負担感の増大及び経済的不安定の増大等が一応ありますので、ただこれって包括的に話をしていけない話じゃないかなと思いましたが、一つとしては、こういったことは言えるんですけど、今の社会情勢を考えると、これだけでいいかっていう疑問点が私にはありましたので、言いたいことは分かるんですけど、全体を見たら、これだけじゃないんじゃないかっていうことが、私は意見としてありますので、これだけを取り上げて採択をするっていうことは、私はできないかなとも思いました。

以上です。

16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私もここに関しては、趣旨ですか、請願の趣旨そのものも、私は認めるべきではないと思います。

奨学金制度等については、日本国憲法で平等に教育を受けられるために、経済的に困窮していればやるというところから始まっている制度です。何年か前からは、給付型のものや、施策なんか捉えているわけで、生きる過程においてそれぞれが希望というんですか、目的を持って世の中に出ていくわけですから、これに関しては所得向上をお願いするっていうのは違うのかなと私は思います。これに関して、私は今言うように趣旨も私は採択できません。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見ある方、挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、これぐらいでここはよろしいですかね。5—4の審査は終了とさせていただきます。

次に、5—5の陳情についてですが、内容としては、コロナ禍の経済損失の調査と情報公開のお願いの陳情書ということで、陳情事項としては、コロナ禍の経済損失の調査と広報による情報公開をお願いいたしますということです。これについてご意見ある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 経済損失の調査と情報公開の陳情書ってあるんですけども、これは市内のことを指しているのか。県内とか、大きな目で調査をしろって言うことか、分かりませんが、その下に持続化給付金の申請数っていうのがありますけれども、これは基本的には申請者が国へ申請するものであるもので、恐らく国からの、もう少しすれば件数、そういったものが公表されるんじゃないかなと思うし、またそこところは確認を担当課のほうからしてみたらいいかなという感じもするんですけども、企画のほうに確認を取りましたら、把握してないって言うことを言ったもので、そういうことであります。

それから、運転資金の貸付けを行った件数とか、滞納者の数値比較というものも出ておりますけれども、これも税務課のほうから少し資料頂いた中には、滞納額については市税の概要版で公表をしていると。今までは滞納者数については公表してなかったけれども、令和4年度分からは市のホームページで事業成果書、また滞納者数を確認することができますということを伝えてやれば、それで済むんじゃないかな。そのように考えているんですけども、調査の関係だけ、どういうふうにするかっていうものは、恐らくこれって言うのも、何らかの形で考えていかなければならないことじゃないかなとは思っておりますけれども。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方はお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。この陳情事項のアンダーラインの線のその下の説明のところに、これ情報公開をして、それをもって社会問題と認識してもらい市民活動にも広がっていくと書いてあるんですが、同じことで市民活動、ちょっと私、この辺の意図がよく分からないんですけど。

○委員長（西下敦基君） あちらについては、結局、こんだけ被害があったんだから、もっと

支援をすべきじゃないかという思いがあつての話だったのかなと思いますが、調査とか出てくる数字はいいと思うんですけど、広報をどのようにとか、広報の意味がどういったことで、広報する必要性があるのかどうか、そういったことをまた議論していただければいいかなと思うんですが。ご意見をいただきたいと思いますので、11番。

○11番（横山陽仁君） コロナ禍の経済損失の調査と広報による情報公開をお願いしますということですけど、何のために必要ですかということがよく分からん。

○委員長（西下敦基君） というご意見。17番。

○17番（山下 修君） 同じようなことですが、多分国全体で見て、経済白書とか、いろいろそういった形の中で、コロナがどういう影響があつて、どういう対策を取るとかということではできてると思うんです。コロナになったとき、こんなにお金をぼんぼんつぎ込んでいいのかというような、感覚的には無理なだけけれども、経済対策にならないというあれを初めて知ったもんですから、何か記録的にはそういうものを残さなきゃいかんと思いますけれども、これは国全体の経済白書とか、そういったものを見ながらという形でいいかなと思っております。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。先に続けて、11番。

○11番（横山陽仁君） それこそ今山下さんが言われるように、無利子の補給の貸付けをばんばんやったじゃないですか。国の職員まで詐欺に加担したぐらいにどんどん出しちゃったわけです。そのぐらいみんな、これについては知っているわけです。だから、今さらということですね。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、陳情事項の経済損失の調査と広報ということですけど、これ議会に求めて、求められた陳情なのか。これを執行部にこれを採択、仮にした場合に、議会というのは役割が違うわけじゃないですか、立場が。

ですから、私たちは確かに経済損失の実態を知るということは必要かもしれんけども、これを我々が調査をして、これを情報公開として我々がやるっていうべき立場ではないと私は思うんです。

なので、これを採択するっていうことは、執行部にこれお願いするっていう話になっていくと考えるんで、言ってることは分からんわけではないし、これは市民としてみれば、こういったものを求められるのであれば、その辺のこと、我々がこれを採択するか、不採択にするかの判断というのは、私はそういうふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（西下敦基君） 関連とかあれば。

7番 西下です。被害状況を知るのは必要なことかもしれませんが、それ以上に困った人に対して必要な支援の情報は行くべきかなと思います。それをやってないかという、菊川市は一応いろいろなLINEとかで、企業に対してとか個人に対してとか、困ったとか、コロナでかかったらとか、いろんな情報は流してますので、それこそ今これを流して、流したら情報は市民にとってどうか。企業の経済損失のものを市民が見てどう思うか。ただ損害があったとしても、いろいろな国からの支援はされてましたので、今の段階で公表をするっていう必要性が自分はあまり感じないとは思いました。

16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。このところの最後のページのところに、以下参考意見と書いてあるんだけど、自分では調べることができなかった事項って書いてある、ここに。それはええんじやが、私たちのとこへ調べよという、こういうことだね、これって。私はこれは、だってコロナ禍とコロナ後の税金滞納者の数値比較とか何とかってということに関しては、執行部がやるべき話です、これって、本来。このあれ違うんじゃないですかね。

○委員長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。コロナ禍の経済損失の調査と、これが何を意味するかというのは、ちょっとよく分かりません。何を目的にしてやっているのか。要するに今現在やっている、しかも国が交付金を出したり、様々なことをやっているにもかかわらず、経済損失の調査とか広報とかっていうことを、これが必要な目的、結果が欲しくて、必要だからしてほしいんだったら分かるんだけど、これをするために、することによってプラスになるっていうことがよく分かりません。

例えば先ほどの以下参考意見の中に、コロナ前とコロナ後の税金滞納者の数値比較とか、それをしたからどうなのって、目的がよく分からないので、目的が分からないことをここでやるっていうのはいかなものかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見は。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほど山本さんが言った中に、ここへメモしておいたが、コロナ禍で非常に傷んでいる経済、こういった中の市民との共有を図るべきじゃないかっていうことを言ったんだよね、言葉として。そのために調査をやってくださいということを行っているわけ。どうだか知りませんが。ただ山本さんが言ったのはそういう意味で、目的として

やってくださいということです。今、東さんが少し分からんと言ったもので、そういうことだと思います。

○委員長（西下敦基君） 自分の意見としては、序文のところ、災害認定されて財源を確保できるってところが前提が彼の場合あって、あるんだから、こういった調査とか広報して、大変なところに配るべきじゃないかっていう議論、理論だと思うんですが、ただ各種政策がされて、相談も受け付けてますので、そこでさらに、今経済はまたこれから活性化していくような感じで、困った人もまた出てくるとは思いますけど、そういった線引きというのは市とはしてますので、そこで困ったことに対して相談事の窓口も隠しているわけじゃなくて、毎回、広報でもしてますので、必要性を私は感じる、あんまし感じないっていうことは思いました。

ただ議員とか、僕らみたいな予算とか見ていく、関係者はこういった調査の情報を持っておいて、それが適正に予算配分されているかっていうことは、気にかけていくべきと私は思いました。

以上です。

ほかにこちらについてご意見なければ、次に行かせていただいてよろしいですか。まだありますか。

〔「これは採択するかしないかというのはどこでやる」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 最後にまとめて一つずつという流れになっています。こちらの議事だとそうだったんで、そうさせてもらいます。あと今のが終われば、次、P a y P a yのものになりますので、それで最後になりますので、最後のP a y P a yのことでよろしいでしょうか、ご意見。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 陳情5—6のP a y P a yの契約条件緩和をお願いする陳情書について、陳情内容としては、P a y P a yなどのプラットフォームビジネスの支払手数料の取扱店舗は消費者負担で選択できる権利を条例で保障していただきたいというような陳情内容だと思いますので、これについてご意見のある方は挙手にてお願いいたします。大分質疑応答もさっきされてましたので、ただまた審議の中でまた意見を言っていただければ助かります。

6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。先ほどの質疑の中でもご意見出たかと思うんです

けれども、これはあくまでも企業と企業の問題でありますし、そもそもこれ経営者の判断で、P a y P a yのデメリットも踏まえた上で、使うか使わないかというのは経営者判断の問題だと思いますので、市が間に入る必要はないものだと考えております。経営者の責任の範囲内でこれは考えて判断していただければいい問題で、市が採択すべきではないと考えます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、彼、山本さん言うには、事業者が手数料払うのはっていう話ですが、私が聞いたのは、それはあくまで手数料分のデメリットがあるということと言ったわけですが、逆にメリットもあるわけです。ですから、事業者の皆さんはこれを導入するわけなんで、デメリットを感じているのは、正直言うと山本さん以下少数だと私は思うんですよ。だって、メリットがあるということで導入しているわけですから、皆さん。これはちょっと違うんじゃないかなということと、P a y P a yをここで条例とか条例緩和とかという話では、我々が審査すべき内容ではないです、これ、正直言いますけど。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。先ほども言いましたように、店の利益につながるシステムとして、基本的には導入、使う側については導入したと思うんです。人を使わなくても、できるだけ効率よくやろうという形の中で導入をされたらと、そういうような解釈でいるんですけども。

それと条例の関係については企業間契約、こういったものになってるものですから、市が関与するべきでは全くない話であって、何で市が条例をつくれ。そりゃ国のほうで何らかの形でルールを定めるべきだと思うんです。そういうことで私も、この関係について賛同できませんので、お願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。17番。

○17番（山下 修君） P a y P a yの支払い部門じゃ、店舗側のデメリットとして、ストアスキャン方式に利用手数料がかかる。もう一つは、ストアスキャン方式じゃなくて、ユーザースキャン方式がある。この2つがある。どう違うのか、実際使っていないので分からないので申し訳ないですけど。それなら対応が、コンピューターの中に情報があるならと思ったんですが。

〔「プラットフォームというのは幾つかあるんだよね」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） そう、プラットフォーム、幾つかあって、そんで各社の関係も言っ

たら、かかりますということ言ってたもんで。

○委員長（西下敦基君） ご意見のある方は、挙手にてお願いいたします。3番。

○3番（坪井仲治君） これは20%還元キャンペーンを聞きましてP a y P a y採用、ここに問題があると。そこで訴えたようにP a y P a y云々じゃないと思うんですけど、これ。カード決済でも手数料はかかると思いますんで。

P a y P a yやってる商店主なんかは、ポイントカードの押印をP a y P a y使う場合にはしないとか、自主防衛的なこともやってるお店が実はございますんで、それぞれのお店で入れてやられているかと思います。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。ほかのご意見、2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど須藤議員がおっしゃられたみたいに、企業間の話だと思いますので、そこを私たちが介入するとかっていう必要はないと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 1問だけ、7番です。細かいこと、変なことを言う（ ）、陳情内容で4番目で、自由経済なのであれば、店舗負担、消費者負担を選択できる権利を保障していただきたいということが気になって、自由経済というのは、各企業主体の活動が、おのおのが自由意思に任され、国家などによる干渉や規制を受けない経済体制ということで、真逆のことを書かれているのかなって、僕、思いましたので、これは企業間の取引の話で、メリット、デメリット、それぞれが判断して、自己責任において経営者が判断すべきものだと思いますので、私もそれはちょっと採択すべきものではないかなと、私は意見は思いました。

ほかにご意見があれば。ほぼほぼ同じような意見があったと思いますので、よろしいですかね。

陳情5—6については終了させていただいて、取りあえず最後に全体でご意見ある方がいらっしゃいますかと書いてありますので、ある方は挙手にてお願いします。なければ、採決のほうに移るような感じの流れになっていきますが。3番。

○3番（坪井仲治君） 書いてあります財源の話です。アスタリスクである程度確保できる。またお答えいただいたんですけど、以前、昨年ですか、6月のときに陳情いただいたときの総務建設常任委員会で答えを出す、令和3年の2月、これを読まれているかどうか。序文のところなんですわ。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

1点、自分から、7番ですけど、議会としても前、意見書を出していますので、コロナの

ことに対しては。一応議会としても何もやってないというわけではありませんので、そこら辺もちょっと鑑みて、また採決に向けていただければと思いました。

ほかに全体ご意見のある方、挙手にてお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） それでは、一通りご意見は出されたようですので、採決へ移らせていただきます。

陳情5-1、住宅の確保が困難な方の救済のお願いの陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） 挙手ゼロです。

○委員長（西下敦基君） 次に、陳情5-2、コロナ禍、物価高騰による企業救済をお願いする陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） ゼロです。

○委員長（西下敦基君） 次に、陳情5-4、格差の固定化から抜け出すための所得向上をお願いする陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） ゼロです。

○委員長（西下敦基君） 陳情5-5、コロナ禍の経済損失の調査と情報公開のお願いの陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） ゼロです。

○委員長（西下敦基君） 陳情5-6、Pay Payの契約条件緩和をお願いする陳情書について、採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） ゼロです。

○委員長（西下敦基君） 以上で、5件の陳情の審査を終了します。

それでは、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○16番（横山隆一君） 全部終わっちゃう、これで。

○委員長（西下敦基君） これで挨拶の後に総務建設委員会を終了になります。

- 16番（横山隆一君） もう終わり。
- 委員長（西下敦基君） 陳情審査だけですので。
- 16番（横山隆一君） 陳情審査は終わりで、その他で何かある、まだ。
- 委員長（西下敦基君） 挨拶で終わりのつもりです。
- 16番（横山隆一君） 終わりのつもり。ちょっといい。
- 委員長（西下敦基君） 16番。
- 16番（横山隆一君） 今、私のほうから議運のほうへ請願審査、あるいは陳情審査の改正

について意見書を出させていただいています。私は、今日も何度か申し上げましたけども、現在の請願や陳情の審査というのは、採択すべものとしなないものとの二者択一なんです。

以前にもあったんですけども、駅の問題なんかのときには、請願者が、よく覚えてないんですが、5項目ぐらい出てきたんです。そのときに、この2つは採択できるけども、あとの3つは駄目だから、請願そのものは不採択だよということはあったわけです。

こういった事例というのは、実は何度もあるんですけど、基本条例か何かからしても、請願者の意図というのを尊重すべき。これは基本条例に書かれている。請願というのは市民の政策提案だという位置づけになっているわけです。

そうした意味からも、二者択一で判断してしまうのは乱暴じゃないかということで、全国の議会の中でも採用されているのが採択、不採択、趣旨採択、一部採択とやっているわけですけど、私はこれを採用すべきだということで、今回議運のほうに提案をさせていただいておりますけども、今回もそうなんですけど、言っていることは分かるけども、内容は駄目だよみたいなどころがあるわけじゃないですか。

私たちは採択することによって、提出されることによって、執行部に与える影響というのは当然あるわけですけども、これを採択するというのは非常に大きな効果があるんです、執行部に対しても。

そういった意味でも、私が申し上げる一部採択であるとか趣旨採択というのは、執行部に与える影響というのは必ず出てくるわけなんで、我々議会としても市民の声を届けていくという役割からすれば、そういったことをしたいと思って出しておりますので、この辺はまた議運のほうで協議しますけども、皆さん方にもその辺の判断をお願いをしたいというふうに思っています。

- 委員長（西下敦基君） 報告ということでよろしいですか。
- 16番（横山隆一君） はい、結構です。

○委員長（西下敦基君） それでは、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（坪井仲治君） どうも長時間、朝の本会議から分科会、それから陳情の審査ということで、審査につきましても十分ご意見が伺えたかと思えます。

この後、まとめてまいりますので、またご協力をよろしくお願いします。お疲れさまでした。

○議会事務局（瀬々君） それでは互礼をもって終了いたします。相互に礼。

[起立・礼]

閉会 午後 3時23分